

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月10日
【四半期会計期間】	第33期第3四半期（自平成25年9月1日至平成25年11月30日）
【会社名】	株式会社ファミリーマート
【英訳名】	FamilyMart Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山 勇
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務本部長 小松崎 行彦
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務本部長 小松崎 行彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第3四半期連結 累計期間	第33期 第3四半期連結 累計期間	第32期
会計期間	自平成24年3月1日 至平成24年11月30日	自平成25年3月1日 至平成25年11月30日	自平成24年3月1日 至平成25年2月28日
営業総収入(百万円)	257,105	260,232	334,087
経常利益(百万円)	37,846	39,780	45,410
四半期(当期)純利益(百万円)	21,948	19,854	25,020
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	25,016	26,713	31,850
純資産額(百万円)	241,260	262,719	247,755
総資産額(百万円)	492,585	620,318	526,758
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	231.20	209.15	263.57
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	47.4	40.8	45.3

回次	第32期 第3四半期連結 会計期間	第33期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年9月1日 至平成24年11月30日	自平成25年9月1日 至平成25年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	97.28	60.99

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業総収入には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. IAS第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)が、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第33期第1四半期連結会計期間より、一部の在外会社において当該会計基準を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第32期の純資産額・総資産額等は遡及適用後の金額となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

(海外事業)

中国において深圳市頂上便利店有限公司に対し設立出資を行い、関連会社としております。また、ベトナムにおいて現地パートナー企業との提携関係の解消及び保有する全株式の売却により、VI NA FAMILYMART CO.,LTD.は関連会社から除外しております。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日～同年11月30日）におけるわが国経済は、金融緩和をはじめとした各種政策の効果などを背景に、設備投資の増加や雇用情勢の改善など明るい兆しが見え始めているものの、個人所得の伸び悩みや円安影響に起因する物価上昇を受けて消費マインドは減退しており、小売業界におきましては依然として厳しい環境が続いております。

このような状況において、当社は、平成25年度を、「次の10年を決める勝負の年」と位置付け、過去最高となる1,500店舗の出店を計画し、その収益性も注視しながら、ドミナントの構築と経営効率の最大化に努めております。また、全ての加盟店の成長力、収益力の向上に向けて、フランチャイザー機能をより一層充実させ、客層の広がりや求められる機能を踏まえた「品揃え」・「サービス」の拡充に取り組んでおります。さらに、少子高齢化や単身世帯の増加といった社会構造の変化に対応し、「社会・生活インフラ企業」として、ドラッグストア・調剤薬局や、スーパーマーケットとの一体型店舗の出店を進めてまいりました。

当第3四半期連結会計期間末の国内店舗数は、10,162店舗（国内エリアフランチャイザー4社計751店舗含む）となりました。また、海外エリアフランチャイザーでは、台湾、タイ、韓国、中国、アメリカ、ベトナム、インドネシア及びフィリピンにおいて、合わせて12,949店舗となり、国内外合わせたファミリーマートチェーン全店舗数は23,111店舗となりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、営業総収入は2,602億3千2百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は362億6千3百万円（同0.4%増）、経常利益は397億8千万円（同5.1%増）、四半期純利益は198億5千4百万円（同9.5%減）となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

国内事業

国内のコンビニエンスストア事業におきましては、開発面では、人口集中が進む三大都市圏と地方中心都市を強化する一方、ニューマーケットへの出店、さらには移動販売車や自動販売機型コンビニ（ASD）など、多様な店舗形態で出店を加速させております。なかでも、圧倒的なシェアを誇る鉄道事業者との取組みについては、近畿日本鉄道株式会社と近鉄の駅ナカ売店等のブランド転換について合意し、46店舗を開店しております。これらの結果、平成25年10月には国内店舗数1万店体制を確立し、第3四半期連結累計期間としても過去最高の出店数808店、純増数639店を達成いたしました。

商品面では、中高年層や女性層の生活行動にあわせ、プライベートブランドの「FamilyMart collection」を中心に、店舗で提供するアイテム数・品揃えの拡大に取り組んでおります。また、“一番身近な専門店”をコンセプトに、素材、製法、形姿（見た目）を徹底的に見直した「ファミプレミアムシリーズ」は、弁当、パスタなどのラインナップを拡大したほか、人気TV番組の放映効果も加わり、高い販売実績を記録いたしました。さらに、約7,000店舗まで導入したカウンターコーヒーは、ブランド名を「FAMIMA CAFÉ」に変更し、“エスプレッソ抽出”を訴求するスタイリッシュなカップにデザインを一新することで、更なる差別化を図りました。

運営面では、代替の効かない商品を必ず取り揃える「機能数マネジメント」による機能数の拡充を行い、店舗の利便性を高めてまいりました。また、コンビニエンスストアに対するお客さまの期待を超える「高質接客」でクオリティにおける業界No.1を実現するため、独自の育成システムである「SST（ストアスタッフトータルシステム）」によるストアスタッフの戦力化を継続して進めております。

プロモーション面では、国内1万店の達成を記念し、日頃のご愛顧に感謝を込めて多数の企画を実施いたしました。特に、合計約150種類の商品を割引販売した「ご愛顧感謝セール」や、人気キャラクター「うさぎのモフィ」のマグカップがもれなくもらえるキャンペーンが大変な好評を博しました。また、リアルとネットを横断したTポイントサービスの認知拡大を目的に、日本最大級のポータルサイト「Yahoo! JAPAN」と共同キャンペーンを開催し、利便性の高いポイントサービスを体感いただく環境を提供いたしました。

サービス面では、日本航空株式会社との業務提携を通じて、決済機能付きのJALカードで買い物をするとマイルが従来の2倍たまるサービスや、マイルをファミリーマート特典に交換できるサービスなどを展開し、JAL会員の来店促進と購買意欲向上を図りました。また、店内のマルチコピー機から“住民票の写し”や“印鑑登録証明書”などを発行する自治体証明書交付サービスを開始するなど、お客さまの利便性向上に向けた取り組みを進めております。

これらの結果、国内事業の営業総収入は2,301億4千万円（前年同期比6.5%増）、セグメント利益（四半期純利益）は170億3千9百万円（同3.1%減）となりました。

海外事業

海外事業におきましては、現地のパートナー企業と共同出資して自ら経営に参画する合弁方式を基本フォーマットとし、合弁会社からの取込利益と配当収入の最大化を図るとともに、ライセンス供与に伴うノウハウ提供や支援を通じたロイヤリティ収入の安定的な確保に努めております。

台湾では、イートインコーナーを設置した中食強化型店舗の拡大を推進するとともに、マーケットの変化に対応したB&S（ビルド&スクラップ）を適宜実施し、高質店舗網の構築に取り組んでおります。また、これまで日本国内向けに展開してきた「FamilyMart collection」の取扱いを開始し、売上の向上と品揃えの差別化を図っております。

タイでは、現地のパートナー企業であるタイの小売最大手Central Retail Corporation Limitedと共同で原材料調達や商品開発を行い、加えて平成25年11月に同社傘下のCentral Food Retail Co.,Ltd.が展開する小型スーパー「Tops Daily」74店舗を取得して「FamilyMart」に転換するなど、提携シナジー効果を発現させております。また、商品面では「サケの照り焼き弁当」や「カレーライス」など、人気の高い日本式中食商品を拡充し、売上の向上に取り組んでおります。

中国では、上海・広州・蘇州・杭州・成都の各地域に加えて、深圳での店舗展開を目的に深圳市頂全便利店有限公司を設立し、平成25年6月に第1号店を出店いたしました。また、弁当や総菜などの中食商品が好調に推移したことで既存店売上高が伸長し、さらに直営方式からFC方式への転換を推し進めた結果、収益性は大幅に改善いたしました。

これらの結果、海外事業の営業総収入は300億9千2百万円（前年同期比26.5%減）、セグメント利益（四半期純利益）は28億1千5百万円（同35.5%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の連結子会社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、コンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。

当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。

したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している上記の財産に基づく当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そして、買収の目的やその後の経営方針等が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することのない者、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である者、当社企業価値の維持・増大に必要なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある者等が、当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

1) 経営の基本方針

当社では、「ファミリーマート基本理念」を掲げ、『私たちファミリーマートは、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献します。』と定めております。あわせて、社員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定しております。

私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビニ、ファミリーマート」のスローガンのもと、この基本理念の実現を目指すとともに、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

2) 中長期的な経営戦略

当社は、クオリティにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、個店競争力の強化、商品力の強化、高質店舗網の構築に積極的に取り組むとともに、日本発祥のコンビニエンスストアとして、国内で磨き上げたファミリーマート・クオリティを海外に広げ、アジアNo.1の地位を確固たるものにしてまいります。また、その先にあるグローバルNo.1を目指し、海外での店舗展開を進めてまいります。

また、次に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」のとおり、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。

（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針とし、当面、連結配当性向40%を目処に取り組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

今後も、ホスピタリティあふれる店づくりを通じて、お客さまから積極的な支持を得ることを目指す「ファミリーマートらしさ推進活動」の取組みを継続してまいります。また、商品開発、サービス、オペレーション、店舗開発、環境・CSRなどの全ての活動を推進し、社会インフラとしての基盤を固め、地域社会に貢献するとともに、売上・利益の向上及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるの考えに基づき、次に記載の内部統制システムを構築・運用しております。

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要)

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、原則、毎月1回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとし、また、当社では、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否かを監査するものとし、

倫理・法令遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的な倫理・法令遵守の周知活動を行うため専門の部門を設置するものとし、また、「監査室」による定期的な倫理・法令の遵守状況の監査を行うものとし、

当社は、倫理・法令遵守に関する「基本方針」等を制定し、食品衛生法等の主要な法令に対応する規程を整備するものとし、また、加盟者が遵守すべき倫理・法令につき各種のマニュアルを整備し、関係部門を通じ加盟者への周知・徹底をはかるものとし、

「内部情報提供制度」を設け、社内外に情報提供の窓口(ホットライン)を設置し、倫理・法令遵守の違反行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとし、

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が直面する可能性のあるリスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的なリスク管理の推進、徹底活動を行うため専門の部門を設置するものとし、また、「監査室」は、各部門におけるリスク管理の状況につき定期的な監査を行うものとし、

当社の各部門が直面する可能性のあるリスクを評価・分類した「リスクマップ」を作成し、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとし、

当社では、お客様の相談等を受け付ける部門を設置し、お客様からの苦情等を受け、これを経営に生かすよう努めるものとし、

当社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対するコンビニエンスストアとしての使命を果たすことを目的として、事業継続計画(BCP)を整備し、緊急事態への対応を行うものとし、

・財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性の確保に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、財務報告の適正性を確保するため専門の部門を設置するものとし、また、「監査室」は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとし、

当社は、財務報告の適正性に影響を与える主要な要因を抽出し、かかる要因による影響を最小化するための体制及び方法等につき規程等を金融商品取引法等に則り、整備するものとし、

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会に上程する議案の予備的検討、業務執行の決定における諮問等を行う会議体として、代表取締役を議長とする経営検討会、経営会議、開発・営業政策会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとし、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化をはかるものとし、また、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化をはかるものとし、

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営検討会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類(電磁的媒体を含みます。)に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が法令に従い上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとし、

・当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、子会社及び関連会社からなるグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとし、また、グループ会社に対し主要な内部統制項目の体制整備について助言・指導を行うものとし、

グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとし、

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査役会事務局を設置し、専任の従業員を置くものとし、監査役は当該従業員に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとします。
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、当該職務を行うにあたっては、監査役からの指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、経営検討会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとします。
取締役及び従業員は、内部監査の結果、「内部情報提供制度」の実施状況、競業取引及び自己取引等について定期的に監査役に報告するものとします。
- ・ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク等について報告を受け、意見の交換を行い、また、「監査室」から内部監査の報告を受けるものとします。
監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、外部の専門家に調査を委託又は意見を求めることができるものとします。

上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその判断に係る理由

上記の取組みは、株主を含むステークホルダーとの間に成立している当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上と株主への利益還元を図り、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであります。

したがって、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

研究開発活動については、当社はコンビニエンスストアのオリジナル商品の開発を常に進めておりますが、その他特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年1月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,683,133	97,683,133	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	97,683,133	97,683,133	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月1日～ 平成25年11月30日	-	97,683	-	16,658	-	17,056

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成25年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成25年8月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,755,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,821,300	948,213	-
単元未満株式	普通株式 106,633	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	97,683,133	-	-
総株主の議決権	-	948,213	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。
また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

(平成25年8月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	2,755,200	-	2,755,200	2.82
計	-	2,755,200	-	2,755,200	2.82

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	常務執行役員 商品本部長、 (兼)物流・品質管理本部長	常務取締役	常務執行役員 商品本部長、 (兼)物流・品質管理本部長、 (兼)収益構造改革委員長	玉巻 裕章	平成25年9月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,227	106,772
加盟店貸勘定	14,644	21,560
有価証券	51,080	41,897
商品	8,161	8,705
未収入金	30,238	36,678
その他	34,533	59,852
貸倒引当金	243	298
流動資産合計	226,642	275,168
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	40,028	46,909
工具、器具及び備品(純額)	47,838	61,991
土地	16,267	16,830
その他(純額)	5,019	7,092
有形固定資産合計	109,154	132,822
無形固定資産		
のれん	5,322	8,581
その他	15,086	14,348
無形固定資産合計	20,409	22,929
投資その他の資産		
投資有価証券	36,947	44,464
敷金及び保証金	117,895	128,509
その他	18,603	18,804
貸倒引当金	2,894	2,380
投資その他の資産合計	170,552	189,398
固定資産合計	300,116	345,150
資産合計	526,758	620,318
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	75,489	² 139,048
加盟店借勘定	4,731	4,355
未払金	21,785	21,661
未払法人税等	14,392	5,111
預り金	74,318	80,672
その他	17,343	23,266
流動負債合計	208,062	274,115
固定負債		
リース債務	35,271	46,217
退職給付引当金	8,639	9,034
資産除去債務	12,694	13,714
長期預り敷金保証金	10,457	11,029
その他	3,878	3,488
固定負債合計	70,940	83,484
負債合計	279,003	357,599

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,658	16,658
資本剰余金	17,389	17,389
利益剰余金	213,580	223,467
自己株式	8,752	8,757
株主資本合計	238,875	248,757
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,628	4,367
為替換算調整勘定	1,526	88
在外会社の退職給付債務調整額	174	186
その他の包括利益累計額合計	72	4,268
少数株主持分	8,952	9,692
純資産合計	247,755	262,719
負債純資産合計	526,758	620,318

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
営業収入		
加盟店からの収入	150,629	163,834
その他の営業収入	23,098	23,518
営業収入合計	173,727	187,352
売上高	83,378	72,880
営業総収入合計	257,105	260,232
売上原価	58,281	48,268
営業総利益	198,824	211,964
販売費及び一般管理費	162,707	175,700
営業利益	36,116	36,263
営業外収益		
受取利息	1,101	1,219
受取配当金	127	140
持分法による投資利益	834	2,284
その他	397	737
営業外収益合計	2,461	4,382
営業外費用		
支払利息	650	767
その他	81	98
営業外費用合計	731	865
経常利益	37,846	39,780
特別利益		
固定資産売却益	27	44
関係会社株式売却益	4,292	670
その他	-	13
特別利益合計	4,319	728
特別損失		
固定資産除却損	1,130	1,369
減損損失	1,839	2,118
賃貸借契約解約損	852	925
その他	177	414
特別損失合計	3,999	4,827
税金等調整前四半期純利益	38,165	35,681
法人税、住民税及び事業税	15,429	13,945
法人税等調整額	450	189
法人税等合計	14,979	14,135
少数株主損益調整前四半期純利益	23,186	21,546
少数株主利益	1,238	1,691
四半期純利益	21,948	19,854

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	23,186	21,546
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	805	2,742
為替換算調整勘定	829	1,361
在外会社の退職給付債務調整額	-	24
持分法適用会社に対する持分相当額	194	1,087
その他の包括利益合計	1,829	5,167
四半期包括利益	25,016	26,713
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	23,600	24,196
少数株主に係る四半期包括利益	1,415	2,517

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
(持分法適用の範囲の重要な変更) 第1四半期連結会計期間より、新たに設立出資を行った深圳市頂全便利店有限公司を持分法適用の範囲に含めております。また、保有する全株式の売却により、VI NA FAMILYMART CO.,LTD.を持分法適用の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更) IAS第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)が、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間より、一部の在外会社において当該会計基準を適用し、数理計算上の差異、過去勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額等の認識方法の変更等を行っております。 当該会計方針の変更は遡及適用され、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度における当該遡及適用による影響は軽微であります。
(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
(株)北海道ファミリーマート	66百万円	- 百万円
ポケットカード(株)	4,089	-
		(株)クリアウォーター津南 829
計	4,156百万円	計 829百万円

2. 当第3四半期連結会計期間末日は金融機関休業日のため、次の第3四半期連結会計期間末日決済額が当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
支払手形及び買掛金	- 百万円	47,659百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
減価償却費	13,946百万円	17,706百万円
のれん償却額	578	431

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月17日 取締役会	普通株式	3,987	42.00	平成24年2月29日	平成24年5月7日	利益剰余金
平成24年10月11日 取締役会	普通株式	4,366	46.00	平成24年8月31日	平成24年11月9日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月16日 取締役会	普通株式	5,126	54.00	平成25年2月28日	平成25年5月2日	利益剰余金
平成25年10月7日 取締役会	普通株式	4,841	51.00	平成25年8月31日	平成25年11月11日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	国内事業	海外事業	計		
営業総収入					
外部顧客に対する 営業総収入	216,152	40,953	257,105	-	257,105
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	-	-	-	-	-
計	216,152	40,953	257,105	-	257,105
セグメント利益	17,582	4,365	21,948	-	21,948

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)

1. 報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	国内事業	海外事業	計		
営業総収入					
外部顧客に対する 営業総収入	230,140	30,092	260,232	-	260,232
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	-	-	-	-	-
計	230,140	30,092	260,232	-	260,232
セグメント利益	17,039	2,815	19,854	-	19,854

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループでは、セグメント情報における報告セグメントについて、これまで「国内事業」、「台湾事業」、「タイ事業」及び「韓国事業」に区分しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「国内事業」及び「海外事業」の区分に変更しております。

これは、近年の海外展開地域の拡大や事業展開方法の多様化を受け、連結業績管理の観点から従来の体制に加えて、海外事業全体としての業績管理・監督の強化を目的とした組織変更など経営管理体制の見直しを行ったことから、従来の「台湾事業」、「タイ事業」、「韓国事業」及び報告セグメントに含まれない事業セグメント(「その他」)を「海外事業」として結合し、新たな報告セグメントとしたものであります。

合わせて、各報告セグメントの経営成績をより適切に把握するため、これまで「国内事業」において計上しておりました、在外法人とのエリアフランチャイズ契約に基づくロイヤリティ収入等の損益を、「海外事業」において計上する方法に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、上記変更後の報告セグメントの区分及び測定方法に基づき作成したものを開示しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年11月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年11月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	231.20	209.15
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	21,948	19,854
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	21,948	19,854
普通株式の期中平均株式数 (千株)	94,929	94,928

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成25年10月7日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

- 1 . 配当金の総額 4,841百万円
- 2 . 1 株当たり配当額 51円00銭
- 3 . 基準日 平成25年 8 月31日
- 4 . 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年11月11日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年1月6日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永山 晴子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。